

物価高騰低所得支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯）・ 低所得子育て世帯支援給付金について

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割が非課税の世帯等に対して1世帯あたり3万円の物価高騰低所得支援給付金を給付します。また、住民税均等割が非課税の世帯に属する18歳以下の子どもに対して1人あたり2万円の低所得子育て世帯支援給付金を給付します。

●支給対象世帯

令和6年12月13日（基準日）時点に益田市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯の世帯主に支給します。また、令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯で18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子どもがいる世帯に支給します。

※基準日以降に生まれた子ども、別世帯であるが扶養している子どもがいる場合は申請が必要です。

※令和6年度分の住民税が課税されている方の扶養親族（地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者を含む）のみからなる世帯は支給対象になりません。

●給付金の支給額 1世帯あたり3万円

対象となる子ども1人あたり2万円

●給付金の支給手続き

(1) 世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯、または令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯で18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子どもがいる世帯

- ①対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項等が記載された書類を順次郵送します。
- ②書類が届いたら内容を確認のうえ、案内に従って手続きをしてください。
- ③手続き後、給付金を指定の口座に振込みます。

※書類の郵送に時間をおこす世帯もありますのでご了承ください。

(2) 世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、世帯の中に令和6年1月2日以降に益田市へ転入された方や修正申告等により収入（所得）が変更となった方を含む場合

- ①給付金を受取るには申請が必要です。
- ②申請受付後、支給要件を満たしているかどうかの審査を行います。
- ③支給要件を満たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

(3) 世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、世帯の中に基準日以降に生まれた子どもまたは別世帯に扶養している子どもがいる場合

- ①給付金を受け取るには申請が必要です。
- ②申請受付後、支給要件を満たしているかどうかの審査を行います。
- ③支給要件を満たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

※申請書等は、福祉総務課窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等提出先：福祉総務課（福祉事務所2階）☎ 31-0664

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 益田市役所 福祉総務課」宛

●申請期限 6月30日(月)

【問い合わせ先】市福祉総務課 ☎ 31-0664（平日8:30～17:15）

FAX 23-5454 ☐ fukushi@city.masuda.lg.jp